

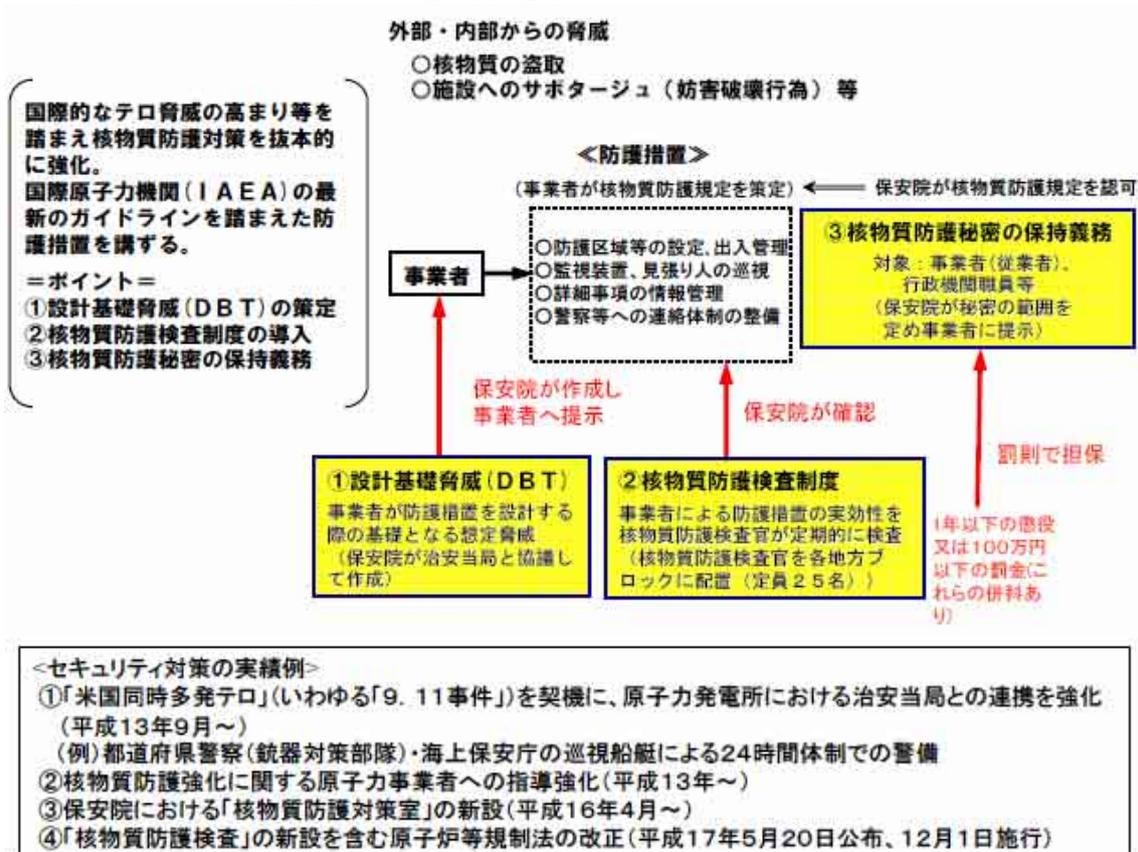
原子力政策大綱に示した核物質防護対策に関する基本的考え方の評価について

1. 核物質防護とは

核物質の盗取等による不法な核物質の移転を防止するとともに、原子力施設及び輸送中の核物質に対する妨害破壊行為を未然に防ぐことを目的とした措置であり、核拡散や核物質の悪用を防ぐ上で必要不可欠な措置。

2. 我が国における核物質防護対策について

・原子炉等規制法改正による核物質防護対策の強化



（原子力安全・保安院作成資料より）

3. 原子力委員会政策評価部会における評価について

原子力委員会政策評価部会では、「原子力政策大綱」第2章2-1.「安全の確保」で示された基本的考え方の妥当性について評価を実施した結果、核物質防護対策に関して、以下のとおり評価した。

国及び事業者等は、原子力政策大綱に示された基本的考え方を踏まえて、核物質防護対策に関する取組の整備・充実を図ってきていると判断します。

これらの取組は国際標準を満たしていることが重要ですから、引き続き、国は国際動向を把握し、それを踏まえて適宜に適切な制度整備を行うことを怠らないこと、また、現場における取組が万一の事態において確実に機能を果たすことが重要ですから、定期的な訓練等を通じてそのことを確認し、さらにはその結果の評価等を踏まえてシステム信頼性の維持・向上を図っていくことを期待します。

【参考1】「原子力政策大綱（平成17年10月11日 原子力委員会）」抜粋

2-1-2. 核物質防護対策

放射性物質や核物質の防護については、米国同時多発テロ等を契機として国際的にこれを強化する動きが高まった。これに対応して原子炉等規制法が改正され、設計基礎脅威の策定や核物質防護検査制度の導入、核物質防護に係る秘密保持義務規定の創設等の規制強化が行われた。また、2005年7月、核物質及び原子力施設の防護に関する国際的な取組の強化のため、核物質防護条約の改正がIAEAで採択され、今後我が国でも、その締結に向けて必要な検討を行っていく必要がある。これに基づいて、国や事業者等は的確な対応に努めるとともに、その制度のあり方について引き続き改良・改善を図っていくことが重要である。

有事対策について、関係法令が整備されたことを踏まえ、国や事業者等が適切な対応をとるとともに、その実効性を確保する観点から地方公共団体と積極的に共同していくことが重要である。

【参考2】「原子力政策大綱に定めた安全確保に関する政策の妥当性の評価について（平成18年8月17日 原子力委員会 政策評価部会）」抜粋

第3章 評価の結果

3-7. 核物質防護対策

3-7-1. 原子力政策大綱に定めた取組の基本的考え方

原子力政策大綱は、核物質防護対策について、大略以下のことを基本的考え方としています。

- ・ IAEA の最新のガイドラインを踏まえた、核物質防護条約の締結に向けて必要な検討を行っていくこと。これに基づき、国や事業者等は、的確な対応に努めるとともに、制度のあり方の改良・改善を図っていくこと。
- ・ 有事対策は、国や事業者等が適切な対応をとること、地方公共団体と積極的に共同していくこと。

3-7-2. 関係行政機関等の取組状況

(1) 国は IAEA の最新のガイドラインを踏まえて、的確な対応に努めているか。

原子力安全・保安院は、

- ・ IAEA の国際的な基準に合致するように核物質防護対策を強化するため原子炉等規制法の改正等を実施（平成17年12月1日施行）した。
- ・ 設計基礎脅威(DBT)の導入：事業者が核物質防護措置を設計する際の基礎となる想定脅威を治安当局と協議して作成し事業者に提示した。
- ・ 核物質防護検査制度の創設：事業者による防護措置の実効性を各地方ブロックに配置（定員25名）した核物質防護検査官が定期的に検査する。

- ・核物質防護に係る機密保護制度：秘密の範囲を定め、事業者に提示した。対象は事業者（従業員）と行政機関職員等である。としています。

文部科学省は、

- ・原子力安全・保安院と同様に、IAEAのガイドラインに対応した防護措置等の改正を実施した。
- ・放射線安全規制検討会にRIのセキュリティに関するWGを設置し検討中である。

としています。

(2) 国や事業者等が有事対策について適切な対応しているか。

国は、「米国同時多発テロ」を契機に、原子力発電所の警備に関して治安当局との連携を強化し、都道府県警察（銃器対策部隊）、海上保安庁の巡視船艇による24時間体制での警備を実施している。国民保護法に基づく訓練を平成17年福井県美浜で実施した、としています。

事業者等は、関係法令の改正に対応して、核物質防護規定の変更、情報管理要領の制定、DBTに対応するように防護措置を改善すること等を実施した、としています。

3-7-3. 議論

以上のような資料説明に関して政策評価部会及びご意見を聴く会において提出され主要な意見とそれに対する説明は以下のとおりです。

- ① 国は、防護措置に関する規制を国際動向を踏まえたものにしたことは、原子力政策大綱の基本的考え方に整合している。
- ② 原子力発電所の警備を強化し、その後において、これを有事体制に接続するようにしたのは、国民のテロに対する関心の高まりからして、適切である。
- ③ 放射性同位元素のセキュリティについての国際動向を踏まえて、放射線安全規制検討会にWGを設置し検討が行われているが、我が国はIAEAが策定した放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範を支持しているところであり、迅速な検討と制度整備を期待したい。
- ④ 核物質防護、テロ対策等機微な情報が漏えいしないように、パソコン等からの漏えいについて注意すべきではないか。

(この意見に対するコメント)

核物質防護における情報管理については、国、事業者等において、核物質防護に関する秘密情報へのパスワードによるアクセス制限等の厳格な対策を施すこととしています。しかし、それが十分なものになっているかどうか

を今後、適宜に検査していくことが重要です。

- ⑤ テロ対策については、発電所の防御を電力会社だけに任せるのではなく、国として自衛隊を活用するなど、念には念を入れた対策を講じるべきではないか。

(この意見に対するコメント)

国は、地方公共団体の協力も得て警察や海上保安庁による 24 時間体制での警備を実施しています。なお、自衛隊は、有事における国民保護の役割を担っています。

3-7-4. 評価

国及び事業者等は、原子力政策大綱に示された基本的考え方を踏まえて、核物質防護対策に関する取組の整備・充実を図ってきていると判断します。

これらの取組は国際標準を満たしていることが重要ですから、引き続き、国は国際動向を把握し、それを踏まえて適宜に適切な制度整備を行うことを怠らないこと、また、現場における取組が万一の事態において確実に機能を果たすことが重要ですから、定期的な訓練等を通じてそのことを確認し、さらにはその結果の評価等を踏まえてシステム信頼性の維持・向上を図っていくことを期待します。

なお、ご意見を聴く会において、立地地域の人々が安心を得るために立ち入りたいと要望したのに核物質防護対策の強化を理由にこれがかなえられないのは遺憾であるとの指摘がありました。原子力政策大綱の第 2 章 2-5-3. 「学習機会の整備・充実」において、「核物質防護対策強化により原子力発電所等への立入りが制限されることになったが、実物を見学することの重要性に鑑み、核セキュリティの確保と見学の可能性の確保という二つの要請を両立させるよう事業者において引き続き努力を期待する。」との取組の基本的考え方が示されており、この指摘に関しては、社会情勢に大きな変化がない状況において、現状の原子力施設の防護水準を総合的に維持する必要があることを踏まえつつ、この領域において検討を行うこととします。

(資料1(原子力安全・保安院作成資料)より)

4. 核物質防護対策の充実・強化

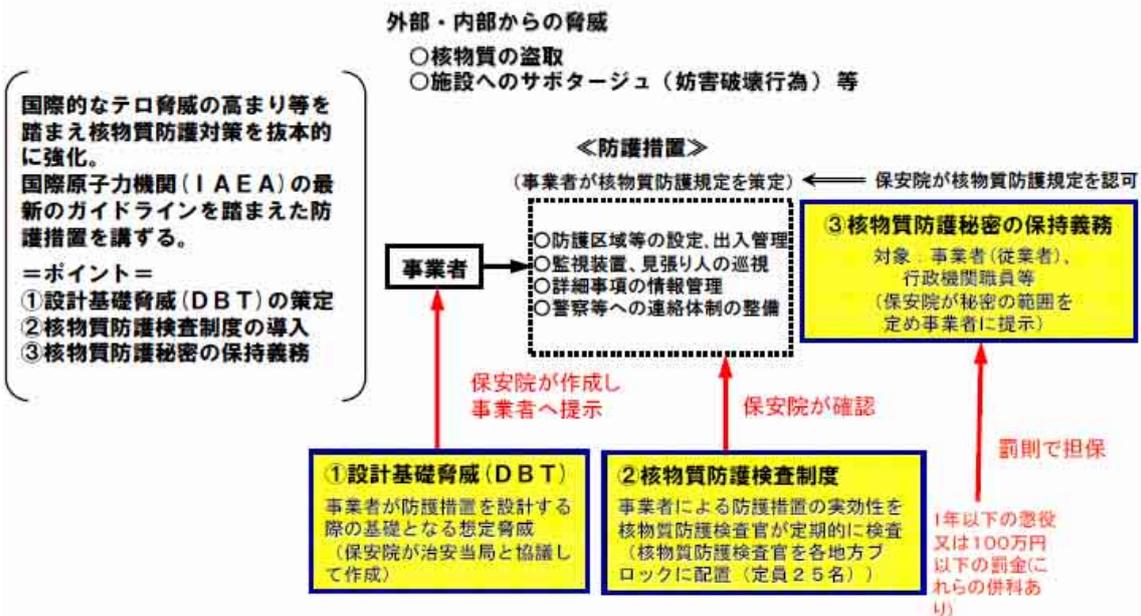
◆我が国の核物質防護対策の経緯

- 原子力施設からの核物質の不法移転(盗取等)や、原子力施設等へのサボタージュ(妨害破壊行為)による放射性物質の外部放出に対する防護のため、原子力事業者は、原子炉等規制法において必要な防護措置(防護区域等の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視、詳細事項の情報管理等)を実施してきたところ。原子力安全・保安院も治安当局と連携してこれをサポート。
- 近年、国際的なテロ脅威の高まり等から、平時における対応として原子力事業者が講じる核物質防護対策についても、国際的に遜色のないレベルにまで引き上げることが重要。
- 国際原子力機関(IAEA)ガイドラインを踏まえ、抜本的な核物質防護対策の強化を図るため、設計基礎脅威(DBT)の導入、核物質防護検査制度の創設、核物質防護に係る機密保護制度の制定を盛り込んだ原子炉等規制法の改正等を実施(平成17年12月1日施行)。
- この結果、国際的水準に適合し、想定される脅威に対応した核物質防護対策の強化が図られることとなった。

<セキュリティ対策の実績例>

- ①「米国同時多発テロ」(いわゆる「9.11事件」)を契機に、原子力発電所における治安当局との連携を強化(平成13年9月～)
(例)都道府県警察(銃器対策部隊)・海上保安庁の巡視船艇による24時間体制での警備
- ②核物質防護強化に関する原子力事業者への指導強化(平成13年～)
- ③保安院における「核物質防護対策室」の新設(平成16年4月～)
- ④「核物質防護検査」の新設を含む原子炉等規制法の改正(平成17年5月20日公布、12月1日施行)

(参考):原子炉等規制法改正による核物質防護対策の強化
(平成17年の通常国会で改正:平成17年5月20日公布、同年12月1日施行)



(資料2(文部科学省作成資料)より)

2. 核物質防護対策等

核物質防護の充実・強化

- 国際原子力機関(IAEA)のガイドラインに対応した防護措置の実施。
- 防護に関する秘密を知り得る者に対して守秘義務を課した。
- 事業者に対し、脅威に対応した防護措置の実施を義務化。
- 核物質防護規定の遵守状況の検査を実施。

2. 核物質防護対策等

放射性同位元素のセキュリティー対策

- 放射線安全規制検討会にWGを設置して、検討中。

(資料3(電気事業連合会作成資料)より)

核物質防護

電気事業連合会

事業者は、原子炉等規制法に基づき厳重な核物質防護措置を実施

- IAEAの最新ガイドラインに対応した原子炉等規制法改正による核物質防護対策の強化を盛り込み、核物質防護規定変更認可申請を実施。
- 核物質防護に係る秘密保持制度への対応として、情報管理要領を定め運用を開始。
- 事業者における核物質防護活動は、設計基礎脅威等最新の知見を反映し、定期的な評価を実施するとともに継続的な改善活動を実施していく予定。